

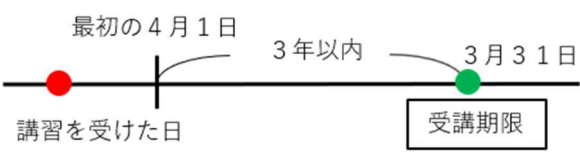

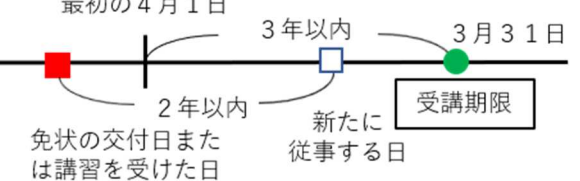
令和6年度危険物取扱者保安講習(法定講習)案内書

(一社) 熊本県危険物安全協会

1 保安講習制度

消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者免状の交付をうけ、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）において、現在危険物の取扱作業に従事している者（危険物保安監督者も含む）は、定められた期間内に保安に関する講習を受講しなければならない義務があります。

受講期限は、危険物の規制に関する規則第58条の14の規定により、次のとおり定められています。

1 継続して危険物の取扱作業に従事している場合、前回受講した日以後における最初の4月1日から3年以内。（令和6年度の対象者は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに受講された者。）	
2 危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに危険物の取扱作業に従事することになった場合、その従事することとなった日から1年以内。	
3 従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は当講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から3年以内。	

前回の受講日は、危険物取扱者免状の裏面に記載されていますので、ご確認ください。

なお、現在危険物の取扱作業に従事していない者は、法令上受講の義務はありません。

※受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり、免状の返納を命じられることがあります。

2 講習区分

熊本県では、次の種類ごとに講習を行います。

- (1)給油取扱所・・・給油取扱所（自家給油所も含む）において危険物取扱作業に従事する者の講習
- (2)その他（一般取扱所等）・・・給油取扱所以外の危険物施設において危険物取扱作業に従事する者の講習

3 講習科目

危険物関係法令1時間、危険物の火災予防等2時間の合計3時間です。

4 講習の種類

◆オンラインによる講習

スマートフォンやパソコン、タブレット等で講習動画を視聴する講習です。

視聴期間（およそ一か月）中は、好きな時に視聴できます。

なお、オンライン講習の詳細やお申込みは、当協会ホームページに掲載しております。

<https://www.kuma-kiankyo.or.jp/online2024/>

◆対面による講習（従来どおりの講習会場で受講する講習です。）

- (1)講習日、講習会場及び受付期間

裏面の日程表に記載しております。

(2) 講習時間

- ① 給油取扱所・・・・・・・・・・・・・・・・ 9時30分から12時30分まで
- ② その他（一般取扱所等）・・・・・・・・ 13時30分から16時30分まで

5 受講手数料

受講手数料は対面講習、オンライン講習どちらも **5,300円**です。（令和6年度より手数料が改定されました。）

熊本県収入証紙により納めてください。（収入印紙ではありませんのでご注意ください）

熊本県収入証紙は、県各地域振興局保健所、各警察署、県庁売店、県建設会館等で販売されています。（当協会では販売していません）

6 対面講習の受講申請方法

(1) 受講申請書に必要な事項を記入のうえ、受講手数料相当額の熊本県収入証紙を所定の欄に貼り、受講票送付用の切手を同封し、受付期間中に郵送または持参してください。なお、複数申請（2名以上の同時申請）の場合は、送料分の切手を貼り、返信先を記載した受講票送付用封筒を同封ください。（**10月に郵便料金の改定が予定されていますのでご注意ください。**）

(2) 申請書の受講希望日を第一希望及び第二希望まで記入いただき、申込会場が定員を超えた場合は、他の会場等へ変更いただく場合があります。また、受講申請書受付期間内でも、各会場の定員になり次第締め切ります。

(3) 講習日時及び会場を指定した受講票は、**講習日10日前までに発送します。**受講票が届かない場合は下記までご連絡ください。

(4) 受講申請書が不足する場合はコピーして使用ください。また、同日同区分同会場で受講する者が2名以上おられる場合は、受講申請書（複数申請用）もご使用いただけます。

(ア) 受講申請書（個別申請書、複数申請書とも）は、こちらの当協会ホームページからダウンロードできます。

(イ) <https://www.kuma-kiankyo.or.jp/hoan2024/>

7 対面講習会場での受付等

(1) 発熱時にはご欠席くださいますようお願いいたします。また、マスクの着用については、個人の判断によることとしますが、感染症の拡大状況によっては着用をお願いすることがあります。

(2) 受講受付は、講習開始30分前から行います。

(3) 受講者は、**受講票と危険物取扱者免状を必ず持参し**、受付に提出してください。

(4) テキストは、講習会当日にお渡しいたします。

(5) 受講修了者には、免状に講習修了証明印を押印し、お返しいたします。

8 その他

(1) 受付期間後に会場の定員に余裕がある場合は、引き続き受付をおこないますのでお尋ねください。

(2) 都合で受講会場を変更されたいとき、あるいは予定した会場に出席できなかった場合は、**同年度内に限り**、他の会場の定員に余裕があれば受講できますので、当協会へ電話連絡し、希望する会場への変更の可否を確認してください。

(3) 受講申請書受付後は、申請書及び手数料はお返しできませんので、ご了承ください。

(4) 自然災害や感染症等の感染拡大等により、危険物取扱者保安講習の開催が困難となる場合、又は日時及び会場の変更となる場合には、一般社団法人熊本県危険物安全協会のホームページでお知らせしますので確認くださいますようお願いいたします。

○申請書の送付先及び講習会についての問い合わせ先

（事務所移転により、住所及び電話番号が変わりました。）

一般社団法人 熊本県危険物安全協会

〒861-2233 熊本県上益城郡益城町惣領 2167 熊本県消防学校内

TEL 096-377-8118 ※令和6年7月25日までは096-325-6316

FAX 096-273-7811 <https://www.kuma-kiankyo.or.jp/>

